

令和 6 年度

教育行政執行方針

- 1 はじめに
- 2 教育環境の整備充実
- 3 学力向上、豊かな心と健やかな体の育成
- 4 地域とともにある学校づくりの推進
- 5 豊頃町立学校における教職員の働き方改革推進プラン
- 6 健全育成、安全教育の推進
- 7 共に学び、共にはぐくむ社会教育の推進
- 8 開かれた教育行政の推進

1 はじめに

令和6年第1回豊頃町議会定例会の開会にあたり、豊頃町教育委員会所管行政の執行に関する主要方針を申し上げます。

近年発生した世界規模での感染症拡大や国際情勢の不安定化、社会情勢においても少子・高齢化や地球規模の気候変動、格差の固定化と再生産などの社会的な課題と、DX（デジタルトランスフォーメーション）やGX（グリーントランスフォーメーション）など社会により良い変化をもたらすと言われている変革など、現代はあらゆる事象が予測困難な時代であると言われております。

本町が将来にわたって持続的に発展し、豊かな地域社会を実現していくためには、持続可能な社会の創り手となる人材の育成が求められており、それらを担う教育の役割も更に重要視されております。

町民一人ひとりが主体的に地域に参加し、生きがいを持って充実した生活を送ることができるウェルビーイングの向上を図り、本町の教育目標であります「報徳のおしえをうけつぎ いきいきと輝く 町民をめざして」の実現に向け、次の教育行政を着実に推進してまいります。

2 教育環境の整備充実

3年がかりで整備を進めてまいりました豊頃小学校及び豊頃中学校の併設校舎が先月完成し、4月からは児童生徒が施設を共

用する新たな学校生活がはじまります。渡り廊下でつながっている校舎の利点を最大限に活かし、多様な異学年交流の活発化や、より多くの教員が児童生徒に関わる体制の確保、更には町内小中学校3校が義務教育9年間を通した「目指す子ども像」を共有し、系統性と連続性を持った小中連携教育を推進してまいります。

また、保護者の教育費負担軽減を図るため、小学校入学祝金、小中学校等修学旅行費交付金、高等学校等就学助成金、検定受検料助成等の事業を継続して実施してまいります。

文化・スポーツ活動の場となる各学習施設について、総合体育館については、アリーナ部分の暖房増設や運動器具の更新を実施するなど、老朽化した設備の整備をすすめながら安全・安心に配慮した施設運営に努めてまいります。

また、本町の文化活動の拠点施設となるえる夢館や図書館については、生涯学習に関する相談や情報提供にきめ細やかに対応し、生涯を通じた学びの機会の充実につなげてまいります。

3 学力向上、豊かな心と健やかな体の育成

(1) 毎年度実施される全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた上で、学習規律の定着と基礎的・基本的な学習内容の確実な習得に努めるとともに、全児童生徒1人1台のタブレットを活用した学習を積極的に取り入れ、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、アクティブ・ラーニングの視点である「主体的・対話的で深い学び」へとつなげてまいります。

また、町教育研究所が作成した「家庭学習の手引き」を活用

し、学習の仕方や学習習慣が身に付くよう、家庭と連携を図りながら学力の定着に取り組んでまいります。

- (2) 児童生徒の豊かな心と規範意識の育成を目的に行われている道徳の授業において、人を思いやる心や命を大切にする心など、社会性や豊かな人間性を育むために発達の段階に応じた道徳教育を進めてまいります。

また、郷土に対する誇りと愛着心を育む郷土学習や職業体験、ボランティア活動等を通して様々な人たちとふれ合い、互いに支え合いながら「子ども報徳訓」の実践に努め、自らの生き方を主体的に考え、行動することができる力を育む活動を推進してまいります。

- (3) 子どもの体力の向上や運動習慣の改善・定着化、望ましい生活習慣の育成については、日常生活の場である学校、家庭、地域社会が連携して取り組むことが必要となります。体力向上は健康維持のほか、意欲や気力の充実にも大きく関わっており、生涯にわたって心身ともに健やかに生きるための基盤となるものであることから、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を活用するなど、各学校において、それぞれ発達段階に応じた対策に取り組んでまいります。

また、休日の学校部活動の地域連携・地域移行が求められている「部活動改革」については、豊頃町部活動地域移行検討協議会を中心に協議を行い、地域や保護者、各関係機関との理解と協力を得ながら、スポーツ少年団活動も考慮しつつ、将来にわたり児童生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむこと

ができる機会を確保するための検討を進めてまいります。

- (4) 学校給食センターについては、開設以来20年以上経過しておりますが、令和6年度については、食器食缶消毒保管機を購入するなど、計画的な設備更新を毎年すすめております。設備・食材等の衛生管理を徹底し、子どもたちに安心・安全な給食を提供できるよう取り組んでまいります。給食費につきましては、物価の高止まりが続いており食材購入にも影響が出ているところですが、引き続き材料費の一部を町費で負担するなど、保護者負担を増やすことなく栄養バランスの優れた給食を提供してまいります。

また、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるように栄養教諭による食育に関する指導を実施するほか、食に対する感謝の気持ちや郷土への理解を深めるため、地場食材を活用した「ふるさと給食」や「卒業記念会食」などを実施してまいります。

- (5) 特別支援学級の児童生徒には、学級担任のほか特別支援教育支援員を配置し、その他の全教職員も含めた支援体制をつくるとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に過ごす条件整備と、一人ひとりの教育的ニーズに応じた合理的な配慮の提供や学びの場の整備など「インクルーシブ教育」の構築を目指してまいります。
- (6) 社会や経済のグローバル化が進み、国際的な立場から持続的な発展を生み出す人材が求められる今日、児童生徒の国際感覚を育むため、小中学校の英語科授業に外国語指導助手を派遣し、

授業補助を積極的に実施します。

また、本町と連携協定を締結している東京学芸大学の学生等の受入れや北海道教育大学釧路校のへき地校体験実習などを通じて、児童生徒のコミュニケーション能力の更なる育成に努めてまいります。

4 地域とともにある学校づくりの推進

児童生徒の減少や地域の教育力の低下などを背景に、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されているところであります。

学校と地域がパートナーとして連携・協働による取り組みを進める「学校運営協議会」により、地域の人々と教育目標や学校経営ビジョンを共有し、地域住民も学校運営や教育活動に積極的に携わり、共に一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進してまいります。

5 豊頃町立学校における教職員の働き方改革推進プラン

教職員の働き方改革における重点課題の一つである長時間勤務について、ICTを利用した在校等時間の客観的集計とホームページ等による記録公表を行い、保護者や地域住民等の理解と協力を得ながら業務の適正化を図ってまいります。

また、校務支援システムを活用した業務改善、ストレスチェックによる心身の健康保持など、「豊頃町立学校における働き方改

革推進プラン」に基づく労働環境の整備をすすめ、教師が本来業務に集中し、学校教育の質の維持向上につながるよう取り組んでまいります。

6 健全育成、安全教育の推進

- (1) いじめ防止対策推進法に基づき各学校で策定した基本方針により、いじめの未然防止、積極的な認知による早期の組織的対応など、防止対策の強化に向けた適切な対応が図られるよう取り組んでまいります。

また、スマートフォンやSNS等の利用によるトラブルに巻き込まれないよう、教職員によるネットパトロールを実施するほか、情報モラル教育により児童生徒がデジタルリテラシーやサイバーセキュリティの知識を身に付け、自分で考え行動できる力を育みます。

また、危険ドラッグ等の薬物乱用防止や性に関する指導の継続についても学校と家庭が連携して適切な対応を図ってまいります。

- (2) 「豊頃町通学路安全対策連絡協議会」による通学路の合同点検、安全確保対策の実施、交通安全教室の開催により、交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みを推進してまいります。

また、児童生徒を犯罪から守るため、地域の見守りや情報共有を図るほか、各学校において防犯教室等を実施するなど、児童生徒が自ら安全に行動する能力を身に付けることを目指し、事故

や犯罪被害の未然防止に努めてまいります。

また、防災教育や避難訓練を定期的実施し、自ら命を守りぬくため主体的に行動する態度の育成や、安全で安心な社会づくりに積極的に貢献する意識の醸成を図ってまいります。

7 共に学び、共にはぐくむ社会教育の推進

本町の社会教育が目指す姿は、第9次豊頃町社会教育中期計画の目標にある「共に学び、共にはぐくむ社会教育の推進」であります。町民の主体的な参加による持続可能な地域づくりに向けて、本町の特色を生かした社会教育を基盤とした「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」の好循環を目指すことで郷土の発展につなげてまいります。

(1) 少年教育

幼少期は、保護者や学校、地域社会において多くの人との関わりの中で豊かな人間性や社会性などを身につける大切な時期であります。「える夢キッズクラブ」や「通学合宿」などの自然や歴史の特色を生かした体験学習事業を実施し、「ふるさと豊頃」に対する誇りや愛着を高めるとともに、自ら学び、自ら考える力が身に付くよう取り組んでまいります。

また、幼児、小中学生を対象とした芸術鑑賞会の開催や、本に親しむきっかけ作りとしてブックスタート、セカンドブック事業を実施するなど、子どもたちの情操を育む機会を充実してまいります。

（２）成人教育

○青年教育

地域づくり、まちづくりの次代を担う青年が、社会の一員であることを自覚し、自らの意思で活動する意識を醸成するため、町が実施する各種交流事業と連携を図りながら、ニーズに応じた学習機会や交流事業を提供し、リーダーとなる人材の育成に努めてまいります。

○成人一般教育

町民の高度化・多様化する学習要求に応えるため、文化講座や出前講座等の内容を充実するとともに、各種グループ、団体活動への支援を行い、学びの成果を地域で生かし連帯感を高める活動へとつなげてまいります。

○高齢者教育

誰もが生涯を通じて学び、地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を生かせる学習活動の場として、豊寿大学や生涯教室を開設し、高齢者の「生きがい」「居場所」「仲間づくり」につながる学びの場の提供・支援に引き続き取り組んでまいります。

（３）芸術・文化

豊かな情操の育成や教養を深めることを目的に芸術鑑賞会や各種講演会等を開催し、優れた芸術・文化にふれる機会を拡充してまいります。

また、町文化協会等の自主活動団体への助言・協力やグループ自ら企画・運営する公演事業に対しての支援などを行うほか、

町民文芸誌「河口」の発行などを通して文芸活動を推進してまいります。

(4) 文化財

本町に数多くある有形・無形文化財や記念物などの文化財資料の適切な保護・保存・活用や民俗文化財の継承・育成を支援するとともに、ふるさとへの理解や再発見を促進する学習活動に取り組んでまいります。

また、令和5年度から整備をすすめている二宮報徳館の展示施設改修については継続して実施し、報徳のおしえや二宮尊親翁の業績等の資料整備を完了させ、今後、様々な学習場面での活用へとつなげてまいります。

(5) 社会体育

多様化するスポーツ活動の要求や年齢・体力に応じたスポーツに親しめる生涯スポーツ活動を推進するため、各種スポーツ教室や出前講座を開催するほか、スポーツ団体・指導者の育成、関係団体と連携した各種スポーツ大会の開催など、幅広い世代が通年で心身の健康と体力を増進するための環境整備を図ってまいります。

8 開かれた教育行政の推進

教育委員会では、施策の効果の検証と改善を絶えず行いながら効果的な教育行政の推進に努めるとともに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、学識経験を有する方々の知見を活用しながら点検及び評価を行ってまいります。

また、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、町ホームページ等により公表を行い、説明責任を果すよう努めてまいります。

以上、令和6年度教育行政執行に関する主要な方針を申し上げましたが、今後も総合教育会議等を通して町長と十分に意思疎通を図り、本町の教育大綱である「報徳のおしえを育む教育 生涯にわたって学ぶ人づくり」の推進のため、小中学校が連携して「報徳のおしえ」を系統的に学び続け、「知・徳・体」のバランスに富んだ逞しく生きていく力と豊かな心を持った子どもを育てる学校教育や社会教育の充実、文化・スポーツの振興などに努めてまいります。

町議会をはじめ町民皆様の教育行政に対するご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、教育行政執行方針とさせていただきます。